

令和7年度 新潟県乳がん検診精度管理調査結果

1 全体概要

(1) 調査目的

がん検診の効果を得るためにきわめて重要な精度管理について、適切な実施状況を把握するため、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん検診部会が行ったもの（注：職域検診や人間ドックは本調査の対象外）

(2) 調査対象

乳がん住民検診を行っている県内の全市町村、検診機関（病院、診療所等を含む）

(3) 調査内容

調査1 検診実施体制に関する調査

- ・「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査（p.2）

各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「乳がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

調査2 精度管理指標数値（プロセス指標）に関する調査

- ・乳がん検診のプロセス指標に関する調査（令和5年度分）※（p.3～5）

乳がん検診のプロセス指標のうち5項目（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度）について、市町村毎に調査

※ 指標の確定までに1年以上かかるため、令和5年度分についての調査

2 調査結果

調査1：「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査

(1) 概要

平成20年3月「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」（厚生労働省）において示された、各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「乳がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

(2) 評価基準（下表参照）

チェックリストの非遵守項目が少ない順に段階評価を行い、「C」評価以下の検診機関・市町村には改善を依頼

評価基準		チェックリストの非遵守項目数による評価 ※	
		検診機関（項目数：29）	市町村（項目数：66）
A	チェックリストをすべて満たしている	0	0
B	チェックリストを一部満たしていない	1～5	1～8
C	チェックリストを相当程度満たしていない	6～10	9～16
D	チェックリストを大きく逸脱している	11～	17～24
E	チェックリストをさらに大きく逸脱している	—	25～32
F	チェックリストをきわめて大きく逸脱している	—	33～
Z	調査に対して回答がない	無回答	無回答

※ 検診機関は5段階、市町村は7段階の区分で評価

(3) 調査結果

① 検診機関

ア 集団検診：9施設 回答率：100%…評価C以下：なし

検診機関名	評価	検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	柏崎市刈羽郡医師会柏崎メジカルセンター	A	厚生連長岡中央総合病院	A
新潟県労働衛生医学協会	A	上越地域総合健康管理センター	A	大和地域包括医療センター	B
一般財団法人下越総合健康開発センター	A	厚生連村上総合病院健診センター	A	小千谷総合病院	A

イ 個別検診：27施設 回答率：77.8%

…評価C：0施設、無回答：6施設

評価区分	A	B	C	D	Z	計
検診機関数	15	6	0	0	6	27
（構成比）	(55.6%)	(22.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(22.2%)	(100.0%)

② 市町村

ア 集団検診：実施市町村 29（評価A：13、B：15、C以下：1）

イ 個別検診：実施市町村 16（評価A：9、B：7、C以下：なし）

市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価	
	集団	個別		集団	個別		集団	個別		集団	個別
村上市	B	-	阿賀町	A	A	出雲崎町	A	A	刈羽村	A	A
関川村	B	B	三条市	B	-	小千谷市	A	-	上越市	B	-
粟島浦村	C	-	燕市	A	A	魚沼市	A	-	妙高市	B	-
新発田市	B	-	加茂市	B	B	南魚沼市	B	-	糸魚川市	B	B
阿賀野市	A	A	田上町	A	-	湯沢町	A	-	佐渡市	B	B
胎内市	B	-	弥彦村	A	A	十日町市	B	-	新潟市	B	B
聖籠町	-	A	長岡市	B	B	津南町	A	-			
五泉市	B	B	見附市	A	A	柏崎市	A	A			

調査2：乳がん検診精度管理指標調査（令和5年度）

（1）概要

前述の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」における乳がん検診のプロセス指標のうち5項目について市町村毎に調査を実施

（2）調査項目と特徴

NO.	調査項目	算出式	数値目標 (国報告書 に記載がある もの)	特徴	
				人口構成や 継続受診者の 比率の影響を 受けるもの	その他
①	受診率	受診者数 ／ 対象者数	—	○	・市町村間比較を行うために、算出式の分母・分子ともに国民健康保険被保険者数で計算
②	要精検率	要精検者数 ／ 受診者数	○	○	・許容値11%以下
③	精検受診率	精密検査受診者数 ／ 要精検者数	○	—	・精度評価の最重要指標 ・新潟県の目標値は100%、許容値は80% (80%以下の市町村には改善を依頼)
④	乳がん 発見率	がんであった者 ／ 受診者数	○	○	・許容値0.23%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出
⑤	陽性反応 適中度	がんであった者 ／ 要精検者数	○	○	・許容値2.5%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出

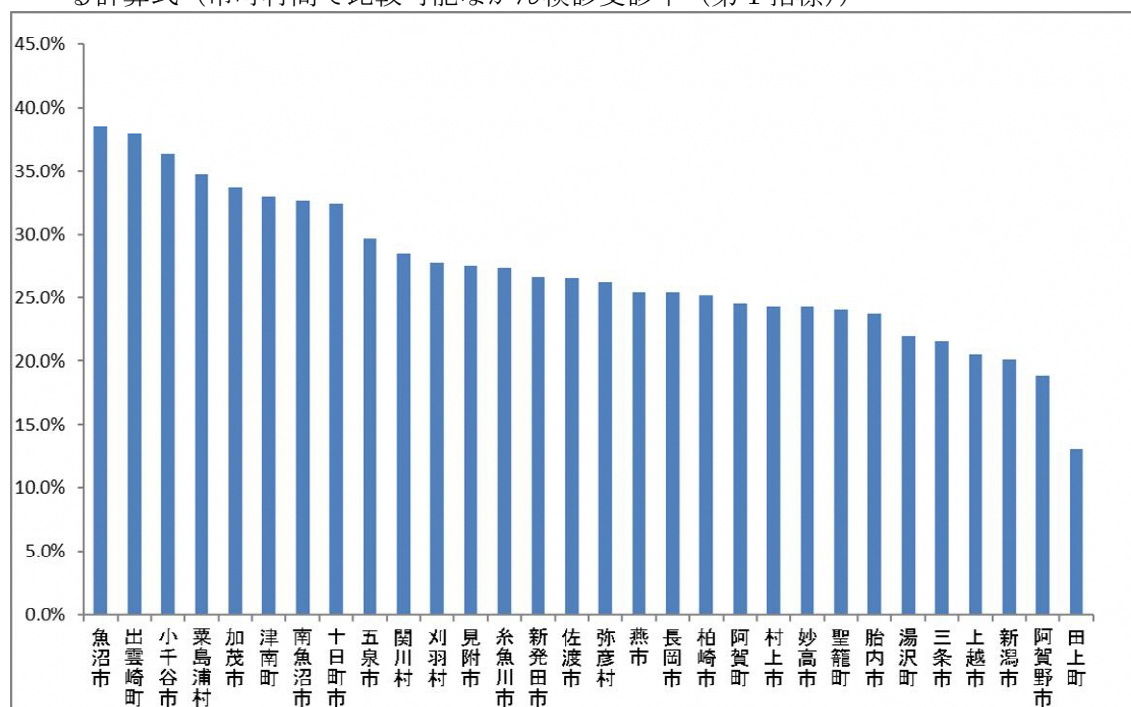
（3）調査結果

① 受診率

- ・乳がん検診の対象者のうち、受診した者の割合

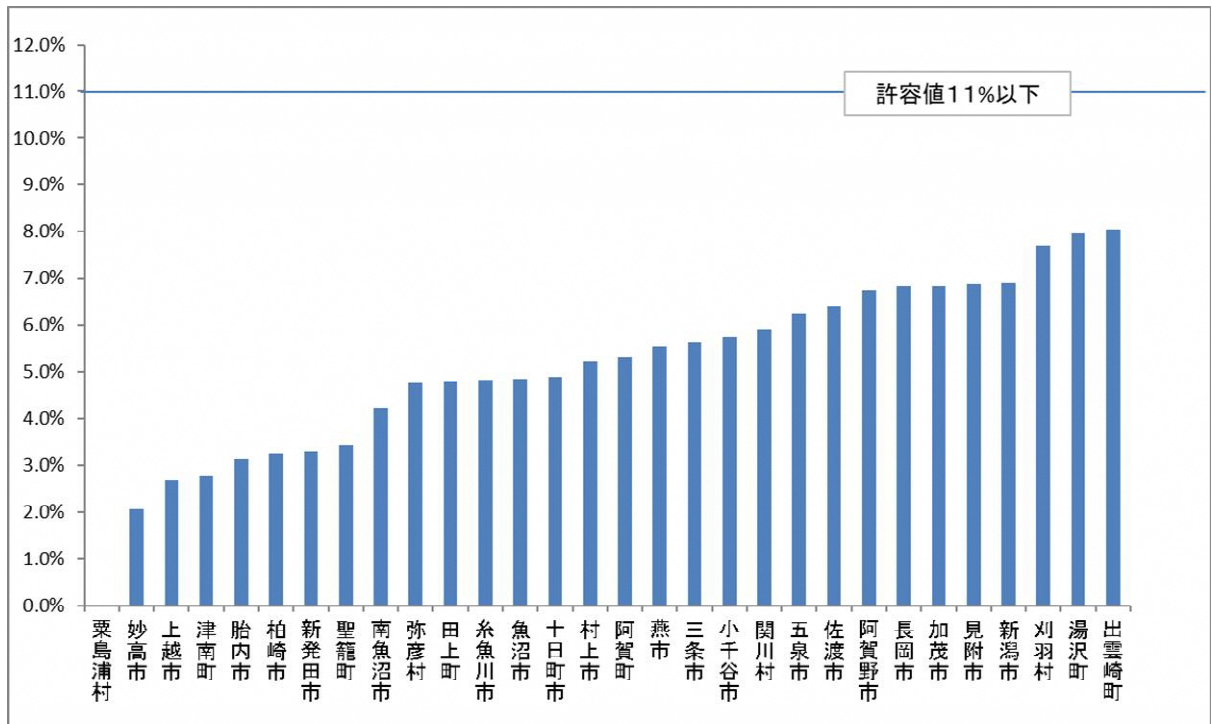
[対象者数計算式]

市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者÷国民健康保険被保険者
 (「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書 (H28.9・厚生労働省)」における
 計算式 (市町村間で比較可能ながん検診受診率 (第1指標))



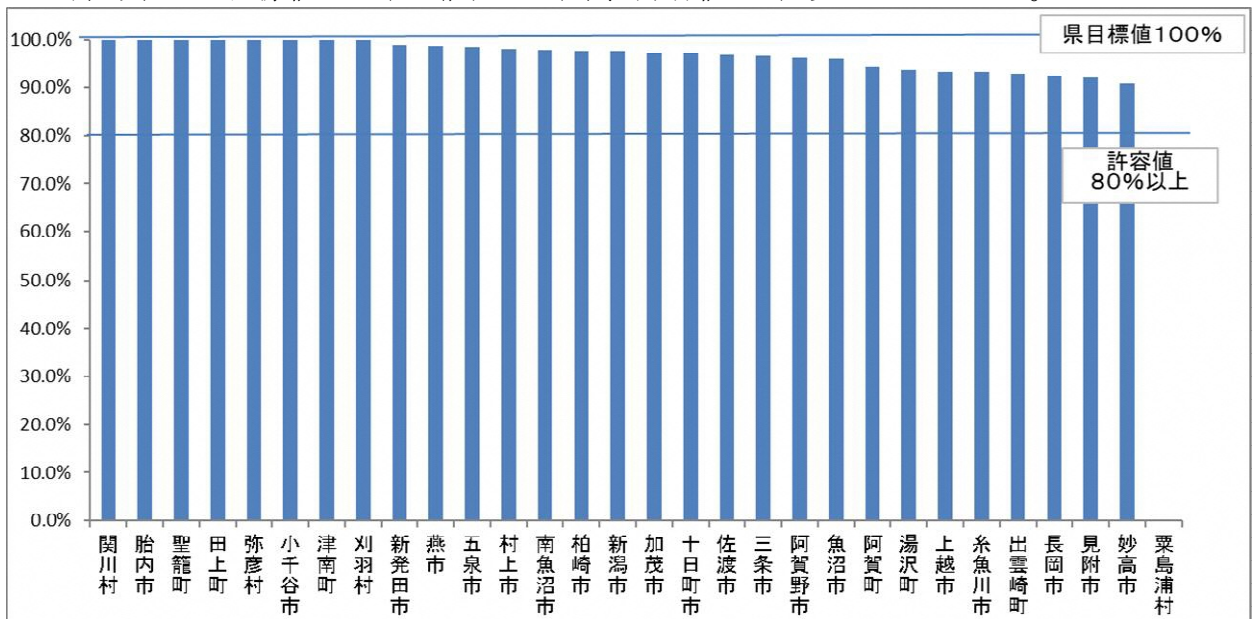
② 要精検率

- ・受診者のうち精密検査が必要とされた者の割合
- ・0 よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は 11%以下（受診者 100 人中要精検が 11 人以下）



③ 精検受診率

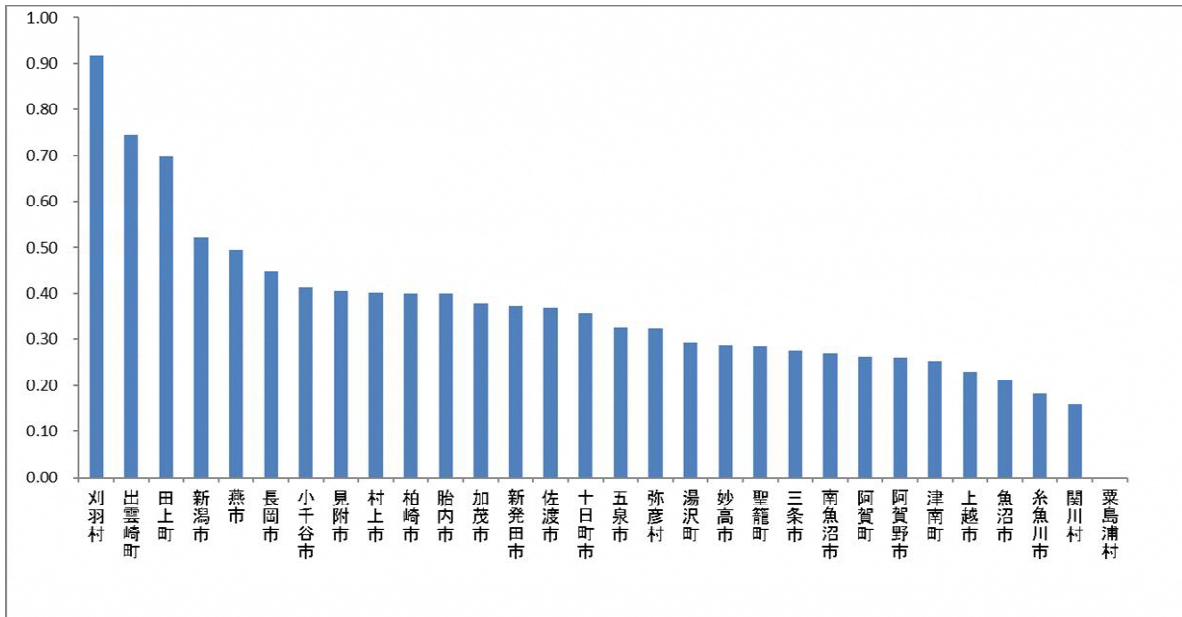
- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に精密検査を受けた者の割合
- ・がん検診の精度評価の最重要指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい。
- ・新潟県では目標値 100%（国は 90%）、許容値 80%以上としている。



※ 粟島浦村は要精検者 0 名のため評価対象外。

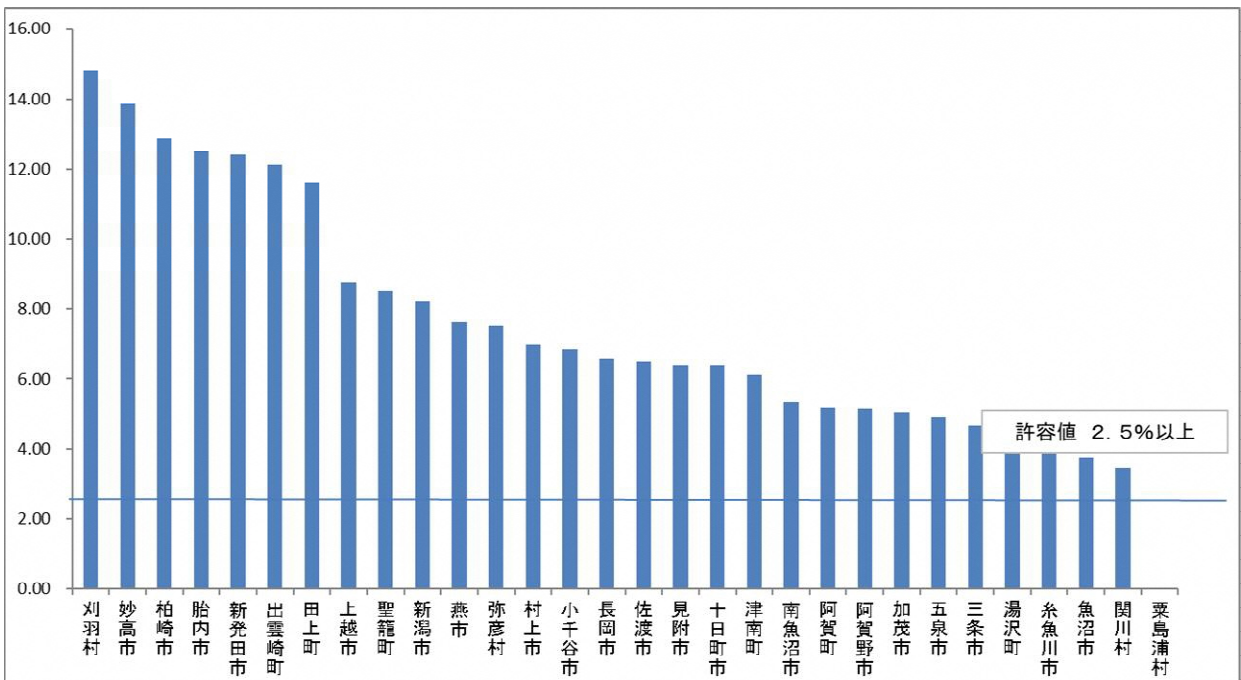
④ 乳がん発見率

- ・受診者のうち乳がんが発見された者の割合。ある程度高い方が望ましい。
- ・許容値は0.23%（受診者1万人で23例の乳がん発見）以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



⑤ 陽性反応適中度

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に乳がんがあった者の割合。ある一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は2.5%以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
検査機関:乳がん検診精度管理調査(集団)	夕新 潟 県 保 健 衛 生 セ ン ター	会新 潟 県 学 術 衛 生 学 協	健一 康 財 団 七 セ ン タ ー 越 前 会 社	崎 柏 メ ジ 市 カ ル セ ン タ ー 七 セ ン タ ー 余 柏	セ 上 越 前 地 域 総 合 健 康 管 理	診 厚 生 産 村 上 総 合 病 院 健	院 厚 生 産 同 中 央 総 合 病 院	大 和 地 域 包 括 医 療 セ ン ター	小 子 谷 総 合 病 院	計 一 集 団 一 県 内 検 診 機 関
	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	9
1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれによって受診者全員に対して行う説明)										
(1)要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(2)精密検査の方法について説明しましたか(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(3)精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検査機関がその結果を共有すること(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(4)検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(5)検診期間は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(6)乳がんが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
2. 問診及び撮影の精度管理										
(1)★検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としましたか※ ※視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
★(2)質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
★(3)質問(問診)では現在の症状、月経及び妊婦等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しましたか※ ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(4)★乳房エックス線装置の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準※1を満たしていましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことを指します(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)。 ※汎用施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した仕様基準が学会の方針に準じており、かつ、汎用施設が仕様書内容を遵守している場合に「はい」と回答してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(5)★マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(6)★両側乳房について内外斜位方向撮影を行っていますか、また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(7)★乳房エックス線撮影における検量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていますか※ ※評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。	○	○	○	○	○	○	○	×	○	8
(8)★撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会※2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※ ※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。	○	○	○	○	○	○	○	×	○	8
(9)★事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師など明示した新部署を作成し、市区町村に提出しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄は「ハイフン(-)」を選択してください)	○	○	○	○	○	-	○	-	-	6
(10)★緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄は「ハイフン(-)」を選択してください)	○	○	○	○	○	-	○	-	-	6
(11)★乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄は「ハイフン(-)」を選択してください)	○	○	○	○	○	-	○	-	-	6
(12)★検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか ※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄は「ハイフン(-)」を選択してください)	○	○	○	○	○	-	○	-	-	6
3. 乳房エックス線読影の精度管理										
(1)読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会※2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※ ※上記の評価試験でCまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(2)二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(3)★乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(4)★検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
4. システムとしての精度管理										
(1)★受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※3になれましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば「はい」です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(2)★がん検診の結果及びそれに関する情報※3について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたが ※地域保健・健康増進事業報告(注3)に必要な情報を指します。 注3 地域保健・健康増進事業報告: 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。この報告書では、受診者数、要精密検査者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級・受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(3)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(4)★撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外のがんがん専門家※を交えた会)を設置しているか、もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか※当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家を指します。	○	○	○	○	○	○	○	×	○	8
(5)★自施設の検診結果について、要精密率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※汎用施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(6)★プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(7)★都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にし改善に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
R7評価結果										
A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	
R6評価結果										
A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	2	-1	

検診機関:乳がん検診精度管理調査(個別)	実施割合 (○の割合)
1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)	
(1)要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか	84%
(2)精密検査の方法について説明しましたか(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	80%
(3)精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)	80%
(4)検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんが見つかるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	76%
(5)検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性について説明しましたか	84%
(6)乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	84%
2. 問診及び撮影の精度管理	
(1)★検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としましたか※ ※視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施してください。	84%
★(2) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか	80%
(3)★質問(問診)では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しましたか※ ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。	84%
(4)★乳房エックス線検査の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準注1を満たしていましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことを指します(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)。 ※※実施施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した仕様基準が学会の方針に準じており、かつ、責能が仕様書内容を遵守している場合に「はい」と回答してください。	84%
(5)★マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか	84%
(6)★両側乳房について内外斜位方向撮影を行っていますか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していましたか	84%
(7)★乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていますか※ ※評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。	80%
(8)★撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会注2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※ ※上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。	80%
(9)★事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄はハイフン(-))を選択してください	40%
(10)★緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄はハイフン(-))を選択してください	60%
(11)★乳房エックス線写真撮影や緊急時のマニュアルを整備しましたか※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄はハイフン(-))を選択してください	56%
(12)★検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか ※医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要です(回答欄はハイフン(-))を選択してください	60%
3. 乳房エックス線撮影の精度管理	
(1)読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会注2を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※ ※上記の評価試験でCまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。	84%
(2)二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しましたか	80%
(3)★乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	84%
(4)★検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	84%
4. システムとしての精度管理	
(1)★受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば「はい」です。	84%
(2)★がん検診の結果及びそれに關わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告(注3)に必要な情報を指します。 注3 地域保健・健康増進事業報告: 全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。この報告書では、受診者数、要精密検査数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。	84%
(3)精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	80%
(4)★撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか※当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家を指します。	72%
(5)★自施設の検診結果について、要精密検査率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※責能が単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	76%
(6)★プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。	76%
(7)★都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	84%

乳がん検診精度管理関連指標(R3-R5・全年齢)

令和7年8月末現在

	R5	R4	R3	3年合計 受診者数	R5	R4	R3	3年合計要 精検者数	R5	R4	R3	3年合計 がん発見	がん発見率 (R3-R5)	陽性適中度 (R3-R5)
	受診者数	受診者数	受診者数		要精検者数	要精検者数	要精検者数		がん発見数	がん発見数	がん発見数			
1 村上市	1,899	2,023	2,040	5,962	99	115	130	344	9	6	9	24	0.40	6.98
2 関川村	186	230	207	623	11	10	8	29	1	0	0	1	0.16	3.45
3 粟島浦村	54	0	68	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
4 新発田市	2,885	3,060	2,925	8,870	95	73	98	266	14	6	13	33	0.37	12.41
5 阿賀野市	1,173	1,154	1,149	3,476	79	51	45	175	5	4	0	9	0.26	5.14
6 胎内市	832	846	1,078	2,756	26	27	35	88	3	4	4	11	0.40	12.50
7 聖籠町	408	442	554	1,404	14	12	21	47	2	2	0	4	0.28	8.51
8 五泉市	2,099	1,853	2,482	6,434	131	110	189	430	3	6	12	21	0.33	4.88
9 阿賀町	339	419	394	1,152	18	23	17	58	2	0	1	3	0.26	5.17
10 三条市	3,090	2,966	3,351	9,407	174	182	201	557	15	5	6	26	0.28	4.67
11 燕市	2,810	2,458	2,819	8,087	156	216	154	526	10	14	16	40	0.49	7.60
12 加茂市	1,551	963	1,700	4,214	106	70	140	316	7	4	5	16	0.38	5.06
13 田上町	377	423	346	1,146	18	38	13	69	1	4	3	8	0.70	11.59
14 弥彦村	294	263	365	922	14	7	19	40	0	1	2	3	0.33	7.50
15 長岡市	6,623	5,845	7,122	19,590	452	406	481	1,339	28	23	37	88	0.45	6.57
16 見附市	1,455	1,236	1,503	4,194	100	72	94	266	4	7	6	17	0.41	6.39
17 出雲崎町	174	184	180	538	14	7	12	33	1	1	2	4	0.74	12.12
18 小千谷市	1,674	1,645	1,776	5,095	96	102	109	307	6	10	5	21	0.41	6.84
19 魚沼市	1,529	1,566	1,650	4,745	74	94	98	266	4	3	3	10	0.21	3.76
20 南魚沼市	2,203	2,197	2,257	6,657	93	114	130	337	8	7	3	18	0.27	5.34
21 湯沢町	201	242	241	684	16	18	9	43	1	1	0	2	0.29	4.65
22 十日町市	2,168	1,975	2,311	6,454	106	121	133	360	11	7	5	23	0.36	6.39
23 津南町	395	354	439	1,188	11	13	25	49	1	1	1	3	0.25	6.12
24 柏崎市	2,640	2,480	2,636	7,756	86	79	76	241	10	7	14	31	0.40	12.86
25 刈羽村	130	161	145	436	10	10	7	27	2	1	1	4	0.92	14.81
26 上越市	4,491	4,361	4,225	13,077	121	128	94	343	11	14	5	30	0.23	8.75
27 妙高市	1,067	1,029	1,031	3,127	22	17	26	65	6	1	2	9	0.29	13.85
28 糸魚川市	1,864	1,741	1,855	5,460	90	69	63	222	1	4	5	10	0.18	4.50
29 佐渡市	1,939	1,706	2,064	5,709	124	98	101	323	6	8	7	21	0.37	6.50
30 新潟市	15,388	15,602	17,207	48,197	1,060	970	1,026	3,056	82	82	87	251	0.52	8.21
合計	61,938	59,424	66,120	187,482	3,416	3,252	3,554	10,222	254	233	254	741	0.40	7.25